

## 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和 5 ( 2 0 2 3 ) 年度補正予算概要 .....	1
2 令和 6 ( 2 0 2 4 ) 年度予算概要 .....	2
3 函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を 改正する条例の骨子 .....	3 ~ 4
4 函館市消防手数料条例の一部を改正する条例の骨子 .....	5 ~ 9
5 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子 .....	10 ~ 12

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

消防費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
常 備 消 防 費	△18,450	消防活動費	△18,450 (その他)
		消防無線運用経費減	△18,650 指定寄付金
		火災予防所要経費増	200 200

2 令和6（2024）年度予算概要

一般会計

[歳 出]

消防費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
自動車購入費	158,600	常備消防費分 141,600 水槽付消防ポンプ自動車 1台 高規格救急自動車 2台 非常備消防費分 17,000 小型動力ポンプ付積載車 1台	(国) 消防施設費補助 金 35,297 (地方債) 消防自動車購入 事業債 96,700 (その他) 指定寄付金 16,458
消防救急デジタル無線設備更新事業費	22,000	消防救急デジタル無線設備更新工事 実施設計業務委託	(地方債) 消防救急デジタル無線設備更新 事業債 22,000

3 函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正の理由

消防職員の定員を改正するため

(2) 改正の内容

消防職員の定員を5人増員し、「394人」から「399人」とする。

(3) 施行期日

令和6年4月1日

## 函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(定員)</p> <p>第4条 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下「職員」という。）の定員は、<u>394人</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(定員)</p> <p>第4条 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下「職員」という。）の定員は、<u>399人</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p>

#### 4 函館市消防手数料条例の一部を改正する条例の骨子

##### (1) 改正の理由

ア 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可に係る手数料の額を改定するため

イ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、規定を整備するため

##### (2) 改正の内容

ア 直近の人件費単価および消費者物価指数の変動に加えて、製造所等の設置の許可等の審査1件あたりの審査時間の増加に伴い、増額改定が必要となる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可に係る手数料の額を引き上げる。(別表関係)

別表中

法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可のうち、下表のとおり改定

区 分		現 行	改 定
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所			
貯 蔵 最 大 数 量	1,000kℓ以上 5,000kℓ未満	1,180,000円	1,450,000円
	5,000kℓ以上 1万kℓ未満	1,410,000円	1,720,000円
	1万kℓ以上 5万kℓ未満	1,590,000円	1,920,000円
	5万kℓ以上 10万kℓ未満	1,950,000円	2,360,000円
	10万kℓ以上 20万kℓ未満	2,270,000円	2,740,000円
	20万kℓ以上 30万kℓ未満	4,550,000円	5,640,000円
	30万kℓ以上 40万kℓ未満	5,820,000円	7,240,000円
	40万kℓ以上	7,070,000円	8,790,000円

イ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等を規定する条項の改正に伴い、区分内の規定を整備する。(別表関係)

別表中

法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可のうち、下表のとおり改正

区 分 (現 行)	区 分 (改 正)
特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) <u>第1条の2</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令 <u>第1条の3</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))および岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) <u>第1条の3</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令 <u>第1条の4</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))および岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

(3) 施行期日等

ア この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

イ この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 函館市消防手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案																																							
<p style="text-align: center;">(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可 (以下「設置の許可」という。)                       特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。)<u>第1条の2</u>で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、                 </td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	金 額				(略)						法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可 (以下「設置の許可」という。)  特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) <u>第1条の2</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、			(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可 (以下「設置の許可」という。)                       特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。)<u>第1条の3</u>で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、                 </td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	金 額				(略)						法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可 (以下「設置の許可」という。)  特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) <u>第1条の3</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、			(略)	(略)	(略)
区 分	単 位	金 額																																									
(略)																																											
法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可 (以下「設置の許可」という。)  特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) <u>第1条の2</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、			(略)	(略)	(略)																																						
区 分	単 位	金 額																																									
(略)																																											
法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可 (以下「設置の許可」という。)  特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令 (平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。) <u>第1条の3</u> で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、			(略)	(略)	(略)																																						

浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第1条の3で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）および岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）			
	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	1,180,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	1,590,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロ	1件	1,950,000円

浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第1条の4で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）および岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）			
	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	1,450,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	1,720,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	1,920,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロ	1件	2,360,000円

	リットル以上10万キロリットル未満のもの		
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	2,270,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	4,550,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1件	5,820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1件	7,070,000円
	(略)		
	(略)		

備考 この表における用語の意義および字句の意味は、法または政令における用語の意義および字句の意味によるものとする。

	リットル以上10万キロリットル未満のもの		
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	2,740,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	5,640,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1件	7,240,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1件	8,790,000円
	(略)		
	(略)		

備考 (略)

## 5 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正の理由

防火対象物における避難器具に関する基準について，11階以上の階に適用しないこととし，および消防法施行令の一部改正に伴う規定の整備等をするため

### (2) 改正の内容

ア 住宅用防災警報器の設置および維持に関する基準について（第32条の3）

避難階および階段の定義を適用する条文に関する規定を整備する。

イ 消火器具に関する基準について（第39条）

主要構造部の定義に関する規定を整備する。

ウ 避難器具に関する基準について（第42条）

(ア) 11階以上の階に適用しないこととするよう規定を改める。

(イ) 特定主要構造部を耐火構造とした劇場等の2階については，避難器具の設置を要しないこととするよう規定を改める。

### (3) 施行期日

令和6年4月1日

## 函館市火災予防条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(住宅用防災警報器の設置および維持に関する基準)</p> <p>第32条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物または(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(消火器具に関する基準)</p> <p>第39条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物またはその部分に存する場所を除き、消火器または簡易消火用具（以下「消火器具」という。）を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(3)項、(5)項、(12)項および(13)項イに掲げる防火対象物のうち、主要構造部が木造で、延べ面積が100平方メートル以上のもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(避難器具に関する基準)</p> <p>第42条 次に掲げる防火対象物の階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階を除く。）には、避難器具を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(1)項から(4)項までおよび(7)</p>	<p>(住宅用防災警報器の設置および維持に関する基準)</p> <p>第32条の3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。次号および第4号ならびに第42条第1項において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この項において同じ。）の上端</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(消火器具に関する基準)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1) 令別表第1(3)項、(5)項、(12)項および(13)項イに掲げる防火対象物のうち、主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木造で、延べ面積が100平方メートル以上のもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(避難器具に関する基準)</p> <p>第42条 次に掲げる防火対象物の階（避難階および11階以上の階を除く。）には、避難器具を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(1)項から(4)項までおよび(7)</p>

項から(11)項までに掲げる防火対象物の2階以上の階（主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）または地階で収容人員が30人以上のもの

(2) (略)

2・3 (略)

項から(11)項までに掲げる防火対象物の2階以上の階（特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。）を耐火構造とした建築物の2階を除く。）または地階で収容人員が30人以上のもの

(2) (略)

2・3 (略)